

資料①

大樹町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 23 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、大樹町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大樹町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) とちかち広域消防事務組合大樹消防署長
 - (7) 指定公共機関又は公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 陸上自衛隊の自衛官のうちから、町長が任命する者
 - (9) 大樹消防団長
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮ってきめる。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則(昭和63年条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5項第6号及び第9号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

資料②

大樹町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 23 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大樹町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部及び班)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部、部に班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部及び班にそれぞれ部長及び班長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、担当の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 63 年条例第 3 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 15 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行する。